

令和6年度医療的ケア児等災害時避難訓練について

1. 目的

- 令和3年の災害対策基本法の改正より、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の「災害時要支援者」について、「個別避難計画」(※1)の作成することが市町村の努力義務となりました。
- こうした動きを踏まえ、佐倉市では、令和4年度及び令和5年度に災害時支援の優先度が高いと考えられる「医療的ケア児」(※2)を対象とする避難訓練を実施し、判明した課題を踏まえて「個別避難計画」の様式(案)を作成いたしました。
- 今回は、「個別避難計画」の様式(案)に基づく避難訓練を実施し、「個別避難計画」の様式を確定すること目的としています。

2. 日時

- 2024年10月6日(日) 8:50～11:30

3. 場所

- 佐倉市中志津周辺
(中志津1丁目自宅～いちよう通り～中志津商店街～中志津自治会センター)

4. 参加者

- ①当事者・家族、②中志津自治会、③佐倉市議会議員、④支援機関、⑤行政 等

(参考)昨年度中志津自治会で実施した避難訓練の様子



(※1)避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画

(※2)医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと